

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月5日
【届出者の氏名又は名称】	カロンホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杵山 幸功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カロンホールディングス株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、カロンホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マングラムをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注10) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有

する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイトで英語で開示します。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、対象者が2025年11月4日付で公表した「（変更）「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において本公開買付けに関する意見の一部を変更したことに伴い、記載事項及び添付書類である2025年9月26日付公開買付開始公告（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（法令に基づき、公開買付期間を、本書提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じたので、これを訂正するとともに、上記公開買付開始公告を公開買付届出書の添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 本公開買付けへの賛同

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

半期報告書

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

また、対象者が2025年9月25日付で公表した「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月25日付対象者プレスリリース」といい、2025年9月10日付対象者プレスリリースと総称して、以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、その後、対象者は、公開買付者に対して随時本クリアランスの状況の状況について照会を行い、その進捗を確認するとともに、その後の市場株価の状況及び株主の皆様からの問合せを踏まえ、断続的に検討を重ねたとのことです。また、本特別委員会においても、随時これらの状況について共有を受け、本答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないかについて検討を行うとともに、対象者に対し、公開買付者並びに西村元延氏及び西村健氏との協議、交渉等の方針を指示したとのことです（なお、この間の公開買付者並びに西村元延氏及び西村健氏との協議、交渉等の過程や本特別委員会における本取引の検討状況については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

<中略>

以上より、対象者は、2025年9月25日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っているとのことです。しかしながら、対象者株式の市場価格は、現在2,257円（本書提出日時点における最終取引日である2025年9月25日の終値）前後で推移しており、本公開買付価格である1,960円を上回っているとのことです。株主の皆様におかれましては、本公開買付けの開始又は対象者取締役会による応募推奨の意見によって対象者株式を市場で売却することが制限されるものではないとのことです。

なお、2025年9月10日及び2025年9月25日付の上記各取締役会の決議の詳細は、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、対象者が2025年9月25日付で公表した「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月25日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、その後、対象者は、公開買付者に対して随時本クリアランスの状況の状況について照会を行い、その進捗を確認するとともに、その後の市場株価の状況及び株主の皆様からの問合せを踏まえ、断続的に検討を重ねたとのことです。また、本特別委員会においても、随時これらの状況について共有を受け、本答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないかについて検討を行うとともに、対象者に対し、公開買付者並びに西村元延氏及び西村健氏との協議、交渉等の方針を指示したとのことです（なお、この間の公開買付者並びに西村元延氏及び西村健氏との協議、交渉等の過程や本特別委員会における本取引の検討状況については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

<中略>

以上より、対象者は、2025年9月25日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っていたとのことです。しかしながら、対象者株式の市場価格は、2025年9月26日時点で本公開買付価格である1,960円を上回る2,257円（2025年9月26日時点における最終取引日である2025年9月25日の終値）前後で推移しており、対象者は、株主の皆様におかれましては、本公開買付けの開始又は対象者取締役会による応募

推奨の意見によって対象者株式を市場で売却することが制限されるものではない旨の注意喚起を行っていたとのことです。

その後、株式会社シティインデックスイレブンス、野村絢氏及び株式会社シティインデックスファースト（以下「CI11ら」と総称するとのことです。）が対象者株式を急速かつ大量に買い集めていること（以下、CI11らによる市場内外における対象者株式の急速かつ大量の買集めを「本株式買集め」というとのことです。）、及び2025年9月10日付プレスリリースの公表以降、本公開買付価格を大幅に上回る市場株価で対象者株式の売買が大量に行われてきており、かかる状況が2025年9月25日付対象者プレスリリースの公表後も継続していること等から、本公開買付けの成立可能性が相応に低下していると対象者は考えたとのことです。そのため、対象者は、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案（公開買付者（CVC及びCVCの関連当事者を含みます。）が本公開買付けの条件を変更した場合には、当該変更後の提案を含みますが、それに限らず、公開買付者（CVC及びCVCの関連当事者を含みます。）以外の第三者からの提案を含みます。以下同じです。）を確保する時間を得るとともに、本株式買集めの是非について株主の皆様が適切なご判断を下すために必要な情報と時間を確保する必要性について慎重に検討し、その一環として、本株式買集めを踏まえた対象者株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」というとのことです。）の導入を検討したとのことです。その上で、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することができるかについても、慎重に検討を行ったとのことです。

そして、2025年11月3日、対象者取締役会は、本特別委員会から、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同するべきであるとの本特別委員会の意見には変更はないものの、対象者が本対応方針を導入することを前提として、対象者取締役会が対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨するべきであるとの意見は撤回し、対象者取締役会は、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねるべきであるとする旨の2025年11月3日付追加答申書(2)（以下「本追加答申書(2)」というとのことです。）の提出を受けたとのことです。本追加答申書(2)の内容その他本特別委員会の意見については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書(2)の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行った結果、2025年11月4日開催の対象者取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 2025年9月25日開催の対象者取締役会以降2025年11月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容」に記載の根拠及び理由により、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者は、上記対象者取締役会において、対象者の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」というとのことです。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、本対応方針を導入することも決議したとのことです。詳細は、対象者が2025年11月4日付で公表した「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式の大規模買付行為等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」（以下「本対応方針プレスリリース」というとのことです。）をご参照ください。

なお、2025年9月10日、2025年9月25日及び2025年11月4日付の上記各取締役会の決議の詳細は、2025年9月10日付対象者プレスリリース、2025年9月25日付対象者プレスリリース及び対象者が2025年11月4日付で公表した「（変更）MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年11月4日付対象者プレスリリース」といい、2025年9月10日付対象者プレスリリース及び2025年9月25日付対象者プレスリリースとあわせて、以下「対象者プレスリリース」と総称します。）並びに下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで（30営業日）と定めておりましたが、対象者が公表した2025年11月4日付対象者プレスリリースにおいて本公開買付けに関する意見の一部を変更したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することといたしました。

< 後略 >

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

そして、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本前提条件がいずれも充足されていることを確認し、2025年9月25日、本公開買付けを2025年9月26日から開始することを決定いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

そして、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本前提条件がいずれも充足されていることを確認し、2025年9月25日、本公開買付けを2025年9月26日から開始することを決定いたしました。

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで(30営業日)と定めておりましたが、対象者が公表した2025年11月4日付対象者プレスリリースにおいて本公開買付けに関する意見の一部を変更したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することといたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

< 前略 >

以上より、対象者は、2025年9月25日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該対象者取締役会においては、2025年9月25日付対象者プレスリリースにおいて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けの開始又は対象者取締役会による応募推奨の意見によって対象者株式を市場で売却することが制限されるものではない旨の注意喚起を行うことが併せて決議されているとのことです。

2025年9月10日及び2025年9月25日付の上記各取締役会の決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

以上より、対象者は、2025年9月25日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該対象者取締役会においては、2025年9月25日付対象者プレスリリースにおいて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けの開始又は対象者取締役会による応募推奨の意見によって対象者株式を市場で売却することが制限されるものではない旨の注意喚起を行うことが併せて決議されていたとのことです。

2025年9月10日及び2025年9月25日付の上記各取締役会の決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

() 2025年9月25日開催の対象者取締役会以降2025年11月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容

その後、C111らによる本株式買集め、及び2025年9月10日付プレスリリースの公表以降、本公開買付価格を大幅に上回る市場株価で対象者株式の売買が大量に行われてきており、かかる状況が2025年9月25日付対象者プレスリリースの公表後も継続していること等から、本公開買付けの成立可能性が相応に低下していると対象者は考えたとのことです。そのため、対象者は、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保する時間を得るとともに、本株式買集めの是非について株主の皆様が適切なご判断を下すために必要な情報と時間を確保する必要性について慎重に検討し、その一環として、本対応方針の導入を検討したとのことです。その上で、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することができるかについても、慎重に検討を行ったとのことです。

そして、2025年11月3日、対象者取締役会は、本特別委員会から、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同するべきであるとの本特別委員会の意見には変更はないものの、対象者が本対応方針を導入することを前提として、対象者取締役会が対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨するべきであるとの意見は撤回し、対象者取締役会は、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねるべきであるとする旨の本追加答申書(2)の提出を受けたとのことです。本追加答申書(2)の内容その他本特別委員会の意見については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書(2)の内容を最大限に尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、引き続き、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資すると認められること等から、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持すると判断したとのことです。他方、本公開買付価格を含めた本取引の取引条件の公正性は確保されているとの対象者取締役会の判断に変更はないものの、本公開買付けの買付予定数の下限は25,285,200株(所有割合56.02%)と定められている一方、C111らが提出した2025年10月15日付変更報告書No.7によれば、C111らは、2025年10月7日時点において、株券等保有割合にして17.63%(議決権比率(注)18.87%)に相当する対象者株式を保有するに至っていること、及び2025年9月10日付プレスリリースの公表以降、本公開買付価格を大幅に上回る市場株価で対象者株式の売買が大量に行われてきており、かかる状況が2025年9月25日付対象者プレスリリースの公表後も継続していること等も合わせて勘案すると、現在の取引条件による本公開買付けの成立可能性は、2025年9月25日付対象者プレスリリースの公表時点と比べて相応に低下していると判断せざるを得ないことから、()対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するとともに、()本株式買集めの是非について株主の皆様が適切なご判断を下すために必要な情報と時間を確保する必要があると判断したとのことです。その上で、本対応方針を導入するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねるべきであると判断したとのことです。

(注) 「議決権比率」は、2025年9月30日現在の対象者の総株主の議決権の数451,038個に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)を記載しているとのことです。以下同じです。

以上より、対象者は、2025年11月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。当該対象者取締役会決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、対象者は、上記対象者取締役会において、対象者の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))として、本対応方針を導入することも決議しているとのことです。詳細は本対応方針プレスリリースをご参照ください。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年9月26日(金曜日)から2025年11月10日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年9月26日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年9月26日(金曜日)から2025年11月19日(水曜日)まで(37営業日)
公告日	2025年9月26日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格】

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(訂正前)

<前略>

() 本答申書提出後の検討の経緯及び判断内容

<中略>

このような検討経緯を経て、本特別委員会は、2025年9月9日以降、2025年9月24日までの事情を勘案しても、本答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年9月24日、対象者取締役会に対し、本答申書の意見に変更がない旨の本追加答申書を提出したとのことです。なお、本特別委員会は、本公開買付けが、対象者の株主に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであるといえる一方、全ての一般株主が本公開買付価格を上回る市場株価で対象者株式を売却することができる保証はなく、本公開買付けが開始されず又は不成立に終わった場合には、一般株主による本取引を通じた合理的な株式の売却の機会が失われてしまうおそれがあることから、引き続き、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであると考えているとのことです。対象者株式の市場価格が本追加答申書提出時点においても本公開買付価格を上回っていることを勘案し、対象者取締役会に対し、対象者取締役会が対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行い、その旨を公表するに際しては、対象者の株主の皆様に対して適切な注意喚起を行うよう補足意見を述べているとのことです。

(訂正後)

<前略>

() 本答申書提出後本追加答申書提出までの検討の経緯及び判断内容

<中略>

このような検討経緯を経て、本特別委員会は、2025年9月9日以降、2025年9月24日までの事情を勘案しても、本答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年9月24日、対象者取締役会に対し、本答申書の意見に変更がない旨の本追加答申書を提出したとのことです。なお、本特別委員会は、本公開買付けが、対象者の株主に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであるといえる一方、全ての一般株主が本公開買付価格を上回る市場株価で対象者株式を売却することができる保証はなく、本公開買付けが開始されず又は不成立に終わった場合には、一般株主による本取引を通じた合理的な株式の売却の機会が失われてしまうおそれがあることから、引き続き、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであると考えているとのことです。対象者株式の市場価格が本追加答申書提出時点においても本公開買付価格を上回っていることを勘案し、対象者取締役会に対し、対象者取締役会が対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行い、その旨を公表するに際しては、対象者の株主の皆様に対して適切な注意喚起を行うよう補足意見を述べていたとのことです。

() 本追加答申書提出後の検討の経緯及び判断内容

その後、本特別委員会は、CI11らによる本株式買集め、及び2025年9月10日付プレスリリースの公表以降、本公開買付価格を大幅に上回る市場株価で対象者株式の売買が大量に行われてきており、かかる状況が2025年9月25日付対象者プレスリリースの公表後も継続していること等から、本公開買付けの成立可能性が相応に低下していると考え、2025年9月25日以降も計4回の特別委員会を開催し、対象者から市場価格の推移や売買数量を含む市場の動向、本株式買集めの状況、これらの状況についての公開買付け者による検討状況、対象者による本対応方針の導入に係る検討状況及び本対応方針の内容等について共有を受けるとともに、本答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないか等について真摯に検討を重ねたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、2025年9月25日以降本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かについて、事実関係の確認等を行うとともに、慎重に検討を行ったとのことですが、CI11らが急速かつ大量の本株式買集めを行っていること及び対象者の市場株価が依然として本公開買付価格を上回って推移していることを踏まえても、現時点で、対象者取締役会は、本公開買付けについて賛同すべきである旨の本特別委員会の判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同すべきであるとの本特別委員会の意見には変更はないと判断したとのことです。他方、本公開買付価格を含めた本取引の取引条件の公正性は確保されているとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本公開買付けの買付予定数の下限は25,285,200株（所有割合56.02%）と定められている一方、CI11らが提出した2025年10月15日付変更報告書No.7によれば、CI11らは、2025年10月7日時点において、株券等保有割合にして17.63%（議決権比率18.87%）に相当する対象者株式を保有するに至っていること、及び2025年9月10日付プレスリリースの公表以降、本公開買付価格を大幅に上回る市場株価で対象者株式の売買が大量に行われてきており、かかる状況が2025年9月25日付対象者プレスリリースの公表後も継続していること等も合わせて勘案すると、現在の取引条件による本公開買付けの成立可能性は、本答申書及び本追加答申書の各提出時点と比べて相応に低下していると判断せざるを得ず、かかる状況を踏まえると、()対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するとともに、()本株式買集めの是非について、株主の皆様が適切なご判断を下すために必要な情報と時間を確保することを目的として本対応方針を導入することは合理的であると考えられ、対象者がかかる方針を採る以上、対象者取締役会は、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については一旦取り下げるのが適切であると判断したとのことです。

このような検討経緯を経て、本特別委員会は、2025年11月3日、対象者取締役会に対し、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同すべきであるとの本特別委員会の意見には変更はないものの、対象者が本対応方針を導入することを前提として、対象者取締役会が対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨するべきであるとの意見は撤回し、対象者取締役会は、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねるべきであるとする旨の本追加答申書(2)を提出したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

<前略>

以上より、対象者は、2025年9月25日開催の対象者取締役会において、改めて、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計7名のうち、西村元延氏及び西村健氏の2名を除く5名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該対象者取締役会においては、2025年9月25日付対象者プレスリリースにおいて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けの開始又は対象者取締役会による応募推奨の意見によって対象者株式を市場で売却することが制限されるものではない旨の注意喚起を行うことが併せて決議されているとのことです。上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

以上より、対象者は、2025年9月25日開催の対象者取締役会において、改めて、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計7名のうち、西村元延氏及び西村健氏の2名を除く5名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該対象者取締役会においては、2025年9月25日付対象者プレスリリースにおいて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けの開始又は対象者取締役会による応募推奨の意見によって対象者株式を市場で売却することが制限されるものではない旨の注意喚起を行うことが併せて決議されていたとのことです。上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べていたとのことです。

その後、対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書(2)の内容を最大限に尊重しながら、本対応方針の導入を検討するとともに、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行った結果、2025年11月4日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計7名のうち、西村元延氏及び西村健氏の2名を除く5名）の全員一致で、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 2025年9月25日開催の対象者取締役会以降2025年11月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容」に記載の根拠及び理由により、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者は、上記対象者取締役会において、対象者の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、本対応方針を導入することも決議しているとのことです。詳細は本対応方針プレスリリースをご参照ください。

上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

<後略>

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い130営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い137営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

<後略>

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2025年11月17日(月曜日)

(訂正後)

2025年11月27日(木曜日)

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1)本公開買付けへの賛同

(訂正前)

<前略>

また、2025年9月25日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年9月25日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、2025年9月25日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年9月25日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、2025年11月4日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年11月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

<後略>

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

【半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度 第109期中(自2025年4月1日至2025年9月30日) 2025年11月14日 関東財務局長に提出予定

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年11月5日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年9月26日付公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。